

特約事項

(自社施工型試行案件及び総合評価方式において

自社による施工の誓約をした案件用)

- 1 受注者は、自社施工を求める対象工種の施工に当たっては、当該工種の施工を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、特殊な工法等により施工する必要があるため、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- 2 自社施工に係る施工体制の確認について
 - (1) 受注者は、自社施工を求める対象工種の施工期間を記載した工程表を、あらかじめ発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、前項の工程表に変更が生じた場合は、速やかに変更後の工程表を発注者に提出するものとする。
 - (3) 発注者は、自社施工を求める対象工種の施工期間中、必要に応じて現地確認等を行い、施工体制を確認するものとする。
 - (4) 発注者は、現地確認や受注者からの提出書類等において、不適切な事実を確認した場合には、受注者に対して是正指導等を行うものとし、必要に応じて契約違反としての措置を講じるものとする。
 - (5) 受注者は、提出した自社技術者等の名簿に変更が生じた場合には、自社施工を求める対象工種の施工前に、変更後の自社技術者等の名簿を発注者に提出するものとする。